

平成28年度

第12回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

<出席委員> (8名)

4 番委員：君塚作治
6 番委員：藤平重男
8 番委員：猿田義久
1 0 番委員：山岸 潔
5 番委員：磯野幸作
7 番委員：押元康郎
9 番委員：浅野幸男
1 1 番委員：岩瀬貞夫

<欠席委員> (3名)

1 番委員：加曾利益弘
3 番委員：齋藤豊彦
2 番委員：佐川順一郎

<出席した職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 秋山賢次 寺井絵里

用許可後における事業計画変更承認について。下記のとおり、農地法第5条の規定による申請許可後の事業計画の変更について申請があったので、その可否について意見を求める。平成29年3月24日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬 貞夫 番号1 所在・地番 森宮地先 地目 畑 地積 914 m²他5筆 合計地積 1349.82 m² 農地種別 2種 農用地区域 外 権利者 市原市在籍株式会社 義務者 大多喜町在住者 事業計画変更事由 太陽光発電施設への転用に伴う地上権設定を、賃借権設定と誤って申請したため。(地上権設定) こちらの案件につきましては、本年1月の総会に提出された案件でございます。2月16日付けで、賃借権設定の許可がされておりましたが、権利内容が地上権設定の誤りであったということで、計画変更の承認申請が今回、提出されたものです。なお、権利内容以外のものにつきましては、変更ありませんので、現地報告につきましては省略させていただきます。以上です。

議長(岩瀬会長)

はい。事務局の説明が終わりました。質問がある方についてはお願いいたします。

議長(岩瀬会長)

質問のある方は、いらっしゃいませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

質問がないようですが、議案第2号について異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長 (岩瀬会長)

それでは、議案第2号につきましては、異議ないものと認め、以上のとおり決定いたします。

続きまして、議案第3号 地籍調査による農地の地目認定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (寺井)

はい。それでは、6頁をお開きください。議案第3号 地籍調査による農地の地目認定について「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について(昭和56年10

質問がないようですが、議案第3号について異議ございませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

議案第3号については異議ないものと認めます。

それでは、議案第3号については、異議ないものと認め以上のとおり決定いたしました。つづきまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

はい。それでは、8ページをお開きください。議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成29年3月24日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 1 大多喜町農用地利用集積計画（案）別添のとおり 2 公告を予定する日平成29年3月27日 整理番号28-88から28-94番までが再設定の案件、整理番号28-95から28-99番までが新規設定の案件になります。9ページからご説明いたします。農用地利用集積計画各筆明細書

整理番号28-88 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 宇筒原地区 地目 田 地積 824㎡ 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、10,000円での設定です。②利用権設定期間3年間で。期間開始日 平成29年3月25日 満了日平成32年3月24日 借賃の支払い期日は毎年12月31日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、10ページ

整理番号28-89 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 横山地区 地目 田 地積 320㎡他1筆合計面積858㎡
利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、米1等米30kgでの設定です。②利用権設定期間10年間で。期間開始日 平成29年3月25日 満了日平成39年3月24日 借賃の支払い期日は毎年10月31日までに持参払い。貸付者 大多喜町

所在 宇筒原地区 地目 田 地積 1,265 m² 利用計画 水田
として利用 貸借権での設定で、賃料 20,00 円での設定です。②
利用権設定期間 6 年間で。期間開始日 平成 29 年 3 月 25 日
満了日平成 35 年 3 月 24 日 借賃の支払い期日は毎年 10 月
31 日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多
喜町在住者。

つづきまして、16 ページ。

整理番号 28-95 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 久我原地区 地目 田 地積 1,080 m²他田 1 筆 合計面積
1,244 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定です。
賃料 コシヒカリ玄米 45kg での設定です。②利用権設定期間
4 年 8 か月間で。期間開始日 平成 29 年 3 月 25 日 満了日平
成 33 年 11 月 24 日 借賃の支払い期日は毎年 10 月 31 日
までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在
住者。

つづきまして、17 ページ

整理番号 28-96 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 八声地区 地目 田 地積 3,057 m²他 3 筆 合計面積
9,264 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料
コシヒカリ 270kg での設定です。②利用権設定期間 3 年間で。
期間開始日 平成 29 年 3 月 25 日 満了日平成 32 年 3 月 2
4 日 借賃の支払い期日は毎年 9 月 30 日までに持参払い。貸付
者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、18 ページ

整理番号 28-97 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 田丁地区 地目 田 地積 799 m² 利用計画 水田とし
て利用 貸借権での設定で、賃料 コシヒカリ 1 等米 30kg での
設定です。②利用権設定期間 3 年間で。期間開始日 平成 29
年 3 月 25 日 満了日平成 32 年 3 月 24 日 借賃の支払い期
日は毎年 9 月 30 日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者
借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、19 ページ。

整理番号 28-98 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 船子地区 地目 田 地積 1,135 m²他 2 筆 合計面積
2,825 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で コシ

定いたしました。

議件は以上をもって終わります。

(午後 2 時 2 2 分)

議長 (岩瀬会長)

それでは、次に報告事項について事務局よりお願いします。

事務局 (寺井)

はい。それでは 24 ページをお開きください。報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について 下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。平成 29 年 3 月 24 日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号 30 所在・番地 市川地先 地目 田及び畑 地積 89 m² 他 13 筆合計地積 3,651 m² 登記原因・日付 相続 平成 29 年 2 月 15 日 権利者 大多喜町在住者


報告第 2 号 認定電気通信事業者による事業計画について 下記のとおり、事業計画書の提出があったので報告する。平成 29 年 3 月 24 日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号 1 用途区分 移動通信基地局の新設 所在・地番 会所地先 地目 畑 地積 3,479 m²のうち 189.98 m² 届出人 東京都千代田区在籍株式会社 土地の所有者の住所・氏名 大多喜町在住者

報告第 3 号 時効取得を原因とする農地について 下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の時効取得に係る通知があったので、報告する。平成 29 年 3 月 24 日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号 2 所在・地番 大田代地先 地目 田 地積 459 m² 登記原因・日付 時効取得 権利者 大多喜町在住者 義務者 大多喜町在住者

報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について 下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。平成 29 年 3 月 24 日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号 16 所在・地番 松尾地先 地目 畑 地積 201 m² 変更登記地目 宅地 登記原因・日付 年月日不詳 調査・報告地目 平成 29 年 3 月 6 日現地確認。こちらは、君塚委員さんと齋藤委員さんと事務局とで現地調査を行いました。照会地は、約 50 年前に建築され

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月24日

会 長 岩瀬 貞夫 

署名委員 浅野 幸見 

署名委員 山岸 潔 